

## 1 「情報・コミュニケーション法(仮称)」の制定について

## 【回答】

障害者権利条約、障害者総合支援法の定める、障害者の人権確保や権利実現のための措置を採ることは大変重要です。また、障害者総合支援法においても、聴覚障害者への支援のあり方について施行後3年を目途に検討するものとされています。そこで、その検討期間において、聴覚障害者が社会参加に必要な情報を十分に得ることができるような施策について、法律の制定も含めて検討して参ります。

## 2 「手話言語法(仮称)」の制定について

## 【回答】

改正障害者基本法において、手話は言語に含まれるものとして位置づけられています。また、同法においては、国及び地方公共団体は、意思疎通のための手段についての選択の機会の確保等を支援する施策を実施する責務を有するものとされています。その趣旨に沿って、手話がより広範に使用できるような環境の整備を検討して参ります。

## 3 聴覚障害者認定の基準について

## 【回答】

聴覚障害の認定に関しては、近時問題となる事案がありましたことから、厚生労働省の「聴覚障害の認定方法に関する検討会」においても検討がなされておりました。聴覚障害の認定が適正に行われ、福祉サービスの利用者の利便性が高まるような認定基準の導入を検討して参ります。

## 4 手話通訳者の身分保障について

## 【回答】

専門職としての手話通訳者が、聴覚障害者支援を十分に果たせるような雇用制度など身分保障についても検討して参ります。

## 5 手話通訳制度における資格について

## 【回答】

聴覚障害者との意思疎通を図る手話通訳士の能力をいかに担保するかの観点から、手話通訳士の資格の位置づけについても検討して参ります。

## 6 採用時における聴覚障害者への「合理的配慮」と「過重な負担」について

## 【回答】

ご指摘の指針案においては、「過重な負担」の判断要素についても個別具体的に列挙されており、手話通訳者や要約筆記者を依頼することが直ちに「過重な負担」とはならない

と考えますが、聴覚障害者への「合理的な配慮」が十分になされるような施策を検討する際に、指針案の表現についても併せて検討して参ります。

## 7 その他

### 【回答】

民主党は、障がいのある人もない人も共に生きる共生社会の実現のため、障害者差別解消法の成立を主導してきました。今後も、聴覚障害者の方が安心して生活ができるような仕組みづくりや人材育成に取り組んで参ります。